

へ進展した。そして、七月二〇日の第二臨調第三次答申（基本答申）は、国鉄の「分割・民営化」の方向を明確に提起した。

そうしたなかで七月二十九日から開いた第四回定期全国大会（東京・日比谷公会堂）において国労は、これからの闘いの基調を骨子次のように決定した。

「自民党政府が第二臨調の基本答申をうけ、われわれ労働組合や勤労国民革新政党の反対をおしきり強行した『国鉄再建特別措置法』さえかなぐりすて、電電、専売の民営化とともに国鉄を根底から破壊する『分割・民営化』の攻撃をかけてくることは必至である。

第二臨調の国鉄破壊・公共交通放棄の政策に対して真っ向から反対し、今日まで築きあげてきた国民の財産としての国鉄をわが国の陸上交通の基幹の大動脈として位置づけ、さらに充実・強化し、国民の利便性、安全性を追求する『国民の国鉄をめざす民主化政策要求』闘争と『合理化』反対闘争とを結合した闘いが、いっそう切実かつ緊急に求められている。

われわれは『親方日の丸』論や『国鉄労働者は働かない』といった思想攻撃を打ち破り、『働き、要求し、闘う』の作風を全組合員のものとし、みずからの労働を通じて利用者・国民との連帯を深めるうえで、『親・誠実』を地道に追求し、全組合員が参加する労働組合運動、『そ・なか』から生まれる創造性と自発性とエネルギーを結集して闘い抜く決意である。そして、この道に立つてこそ、みずからの力を蓄積し、闘う労働戦線の統一と政治的統一戦線形成の基礎づくりにも貢献できると信じている。また、このことは国鉄労働組合の歴史と伝統を守り発展させる道すじでもある。

第二節八〇年代前半の国労つづし包囲網との闘い

一 マスコミの『国鉄問題』キャンペーン

『国鉄問題』キャンペーンと国労

一九八一（昭和五六）年二月二二日の『読売新聞』が、『国鉄労使、悪慣行の実態』『突発休ム多く支障』などの見出しで第二臨調に提出された国鉄の『職場管理監査報告』を紹介したが、これはそれ以降半年近くに及ぶ反国鉄労働者キャンペーンの先駆けであった。明けて八二年になると、一月二三日の『朝日新聞』が『赤字国鉄がヤミ手当』の見出しでブルートレインの検査係の添乗手当の支給問題を報道したことを契機に、マスコミによって大々

的に『ヤミ手当』『職場慣行』などの問題が恣意的に報道され、国鉄労使関係問題が世の注目を集めた。つづいて『サンケイ新聞』が三月から四月にかけて『国鉄はほんとうに必要なのか』のシリーズものを連載し、国鉄の『破産・現場・赤字』問題をテーマに国鉄労働者誹刺の記事を特集した。新聞ばかりでなく週刊誌も、『新聞が書けない』『国鉄労働組合』（『週刊新潮』二月二一日号）、『国鉄一家の『ぐうたら体質』を衝く』もはや民生活行で喝をいれるしかない』（『週刊ポスト』二月一九日号）、『スクープ国鉄運転士の『集団二重就職』を暴露する』（『週刊サンケイ』四月二九日号）といった調子であった。また、テレビもいわば目に見える形で国鉄労働者の『働かない』姿を追いつづけた。

折から国会では『行革』に関連して『国鉄の労使関係』が取り上げられ、民社党の塚本書記長は総括質問のなかで『国鉄がこんなに悪くなったのはマル生反対の国労、動労の桐喝に管理者が屈し、人民管理的な運営になったからだ』諸悪の根源は現場協議制にあり、国鉄職員にもまじめな者がおり、国労や動労にもナラズ者でない者もいる』などと発言し、労使関係の再検討を要求した（二月二日）ことが、マスコミに報じられた。

また、国鉄問題を論議している第二臨調の募関係者も、論文発表というかたちで表舞台に立った。第四回提言長の加藤寛慶大教授は雑誌『現代』（八二年四月号）『行革爆弾発言出鉄解体すべし』を、同部会の屋山太郎参与は『文藝春秋』（八二年四月号）に『国鉄労使国賊論』をそれぞれ発表し、国鉄批判キャンペーンに少なからぬ影響を与えた。

こうしたマスコミ報道は、国鉄改革論議が盛んな時期だけに、分割・民営化やむなしとする世論形成に寄与したことは間違いない。後に臨調の参謀といわれた瀬島龍三は、『私もは会議の内容を意識的・無意識的に外へ漏らしていくという行き方をとった。……意識的、無意識的にできるだけ外へ出していくことによって、マスコミがこれを取り上げていっている書いできれる。それがまた国民に問題意識を与え、そして一つの流れができていくと判断した』（八三年二月三日、国策研究会）と述べて、作戦が功を奏したことを明らかにした。

反国鉄労働者キャンペーンに抗して

一九八二（昭和五七）年二月三日、国労は総評、新産別とともに国労批判キャンペーンに抗すべく、『反国労キャンペーン対策本部』を国労本部内に設置し、公労協、国民の足を守る中央会議公共交通優先国民共闘会議社会党国鉄対策特別委員会などいっそ

う密接な連携をとり、反国鉄労働者キャンペーンに対応することにした。

ついで三月九日、国労と動労、全施労、全動労の四組合がはじめて合同中央執行委員会を開き、『国鉄問題四組合共闘会議』を発足させた。同日、四組合共闘会議は、第二臨調の国鉄『分割・民営化』、『一〇万人体制』などの策動に反対し、真の国鉄再建をめざし四組合の統一要求実現に向けて諸行動を強化することを確認し、さらに、全国鉄労働者と国民に訴える二つのアピールを発表した。さらに、運輸大臣の指示によって開始された当局の『職場規律総点検』（通達（後述））のなかから全国一七四カ所を独自にアンケート調査し、その結果を公表した（三月二九日）。そして、その調査結果にもとづいて四組合共闘会議は、労働基準法や協約・協定の厳守を前提に、①正当な理由のない早退・遅刻・ボカ体は自粛する、②いわゆるヤミ日動は廃止する、③執務態度を厳正にしサービスの向上に努める、④拘束時間内の飲酒は止める、などの諸点を申し合わせ、『実態のともなわれない手当は廃止し、制度化を要求していく』ことをそれぞれの下部機関に指示した。

国労は八二年五月一二日の中央執行委員会で、『反国鉄労働者攻撃に対する当面の具体的な闘い方を、要旨次のように決定した。』

一、全職場で全組合員による点検・摘発運動を行う。

点検ノートを全組合員がもち、一ヶ月間行い、結果を分会で集約し、支部・地本で分析して問題を整理し、労基署、公労委等への提訴、マスコミ発表、団交等それぞれの対応をきめる。この運動は、一時的ではなく長期的に考えていく。

二、当面の『職場規律改善』に対する態度として、次のことを実施していく。

- ① 現協協定の改定に反対するとともに、現協での確認・協定を守り、当局の一方的破壊に反対する。
- ② 第一三四回中央委員会および全国委員長・戦術委員長会議で意思統一してきた方向にもとづき職場討議を深め、組合が自主的・自発的に意思統一をすすめていく。
- ③ 業務命令が出される場合、文書によることを要求する。
- ④ 現場段階で労使対立し問題が解決しない場合は地本へ上移するようにする。
- ⑤ 勤務・労働安全衛生等については協定・法規等を守らせる。
- ⑥ 勤務・休憩時間等の一方的変更は認めない。
- ⑦ 団交権・団結権は守り不当労働行為は断じて許さない。リボン、ワッペンの着用、横断幕の掲揚等は節目を設けて整然と行う。

なお、国労は憶測による反国労キャンペーンと思われる新聞・週刊誌等の記事に対しては、その都度抗議すべく対応策を決め、実施してきたが、そのなかでも『産経新聞』（三月三十一日付朝刊の社会面）の記事は、「国労の職場闘争が新任の助役を自殺に追い込んだかのように描き出している」ことは黙視し難いものがあるとして、大分散言察署へ「名誉毀損」で告訴するとともに、同社代表取締役を相手どつて損害賠償謝罪広告を求める民事訴訟を提訴した（四月三日）。

こうした状況のなかで、三月三〇日、国鉄問題に強い関心をもつ学者・文化人による「国鉄の自主再建を願う七人委員会」が発足した。メンバーは、都留重人（元一橋大学長）、中野好天（評論家）、沼田稲次郎（前都立大学長）、松本清張（作家）、大河内一男（元東大工学長）、木下順二（劇作家）、矢島せい子（国民の足を守る全会長）といった人たちが、①国鉄は国民の財産であり、効率化だけでなく国民の文化的福祉的な役割をもつことから研究する、②国鉄労使が自主的に正すべきは大胆に正し、労使協議を確立し、自主的に再建の提案をする必要がある、③利用者の立場を基本に研究し、注文し、問題提起や提言を行う、の三点を決めた。国労は、この七人委員会の研究会に要請があれば協力していく考えであった。

さらに八月八日、「国鉄労働者悪玉キャンペーン」に反撃する取り組みの一つとして、東京・新宿区の労働者・市民などにより「国鉄労働者をほげます集い」（四谷公会堂）がもたれるなど、国労批判キャンペーンに対する対抗行動が展開されるようになった。また翌八三年一月二日には、関西在住の国鉄問題を考える学者・法律家・文化人（黒田了一前大阪府知事など四六人）の呼びかけで「国鉄の経営問題を考えるシンポジウム」（大阪市立大学文化交流センター）が開かれ、臨調の本質と国鉄問題、国鉄危機打開の道、国鉄の労使関係、国鉄の労組にも申す、経営形態論、労働実態などについて討論が行われた。

二 自民党「三塚委員会」の設置と活動

一方、自民党は一九八二（昭和五七）年二月五日に、国鉄基本問題調査会の下部機関として「国鉄再建に関する小委員会（いわゆる三塚委員会）」を設置した。ここでは主に国鉄労使関係問題を重点に調査・審議がすすめられた。折から問題化していた国鉄の職場慣行などについて国鉄当局を追及する場ともなったが、早いペースで検討が重ねられ、三月四日には「中間報告」が、四月一六日には後述のごとき「管理経営権及び職場規律についての提言」（第

一次）が提出された。

他方、時期を同じくして三塚委員会は、八二年三月二日付で国鉄の労務監査の重点職場一七四カ所の全管理者三二五七名を対象にした職場実態把握のためのアンケート調査と、それにあわせて現場管理者の「自主的」意見を求めた。アンケートの回答内容は、①管理者の休暇消化状況、②下位職代理、③現場の状況、④悪慣行、ヤミ、手当、⑤突発休、⑥リボン、ワッペン等の着用状況、⑦業務命令、時季変更権の行使、⑧管理者の一般作業対応、金銭供与、⑨組合の人事介入、昇給管理についての組合への事前相談等について二五項目にわたる、系統区分別（営業、運転、施設、電気）および職場別に実施された。

さらに三月一八日には、国労の職場組織が強い職場とされた甲府駅大月保線区へ現場視察に出かけ、ついで三月二五日には小委員会のメンバーだけでなくマスコミ関係者をも同行して新宿保線支区視察を実施した。三塚委員長は、視察の結果「管理権を回復しない限り、いかなる施策も、絵に描いたモチでしかないということがイヤというほどわかった。今こそ、われわれは不転転の決意をもつて、国鉄の管理権確立のための諸方策を推進しなければならぬ」と語った。

先のアンケート調査の集約結果も四月四日に発表されたが、ここでは「今や人民管理状態のなかで、数としては少ない管理者が身を挺し必死に国鉄を支えている状態ではあるが、その心身の疲労も極限に達しつつあることがうかがわれ、一刻も早く援助の手を差し延べなければ内部より発す孟善の芽は枯れはてる」と表明した。

そして「速やかに職場規律の改善に対する国鉄としての体制を確立せしめ、これら管理者が力を発揮できるようにしてやるのが国鉄再建に不可欠である」と結論づけた。

また、現場管理者の意見の要約として、「現場協議制が諸悪の根源になっており、現協対応のために本来の仕事ができなくなっている。職員は国鉄職員という意識に乏しい組合員という意識が先行しており民間会社の二三分の一しか働いていない。ミスは摘発し、ツルし上げ、職制マヒを招いている。それを扇動しているのは一握りの活動家である。こうした不良職員をどんどん首にしてほしい、さもなくばこのままでは三五万人体制はできない。こうした今日の労使関係を招いた原因は、マル生の終結時に本社局の責任者が現場管理者を見殺しにしたことにある。もはや、現行の慣行は内部の努力では改善できない。現状を赤裸々にさらけ出して世論の力を借りるべきである」といった内容の「意見書」を公表した。

ついで四月一六日三塚委員会は「管理経営権及び職場規律立に関する提言」をまとめ、「国鉄の労使関係の実態は、予想を占る荒廃ということに尽きる」との認識を示し、その原因は「生産性向上運動の中止とその事後処理に誤りがあった」こと、および「労働問題の処理すべてに優先するという経営責任者の姿勢にある」旨強調し、「労使関係は正の方策」について提言した。すなわち、「生産性運動中止以降、管理者の力は著しく弱体化し、組合の主導権のもと、ヤミ協定、悪慣行が数多く蓄積され、働き度が下がる」とともにサービスは低下し、職場の規律もきわめて悪化しており、世間一般の常識的な労使関係から取り残された状態となっている」とした。具体的には、「二〇二億円損害訴訟の遅延、違法ストに対する処分形骸化、ビラ貼り・落書き等の放置、人事に対する組合の介入、どれをみても遵法精神が労使の力関係の前に屈した結果であり、経営の責任者がこれを是認しない看過したことは否定できない。労使関係は正にあらたつてまず矯すべきはこのような姿勢である」として、「法とルールを守り抜く」という遵法精神の確立と管理者の「一体感の回復」を要請したうえで、①管理体制の強化（管理者の奴隷的状態解消・待遇改善、管理権の適正行使）、②現場協定の破棄、③ヤミ協定、悪慣行の即刻無効、④違法行為ストに対する厳正な措置、⑤違法ストに対する刑事罰、⑥国鉄に損害を与えた場合の求償権行使、⑦昇給・昇格協定の見直し、⑧生産性運動挫折時の約束事（紛争対策委員会の覚書等）の破棄、⑨合理化の促進、⑩配転協定に関する組合側の解釈によらない円滑な配転、⑪新入社員教育の実施、⑫便宜供与の即刻是正、⑬兼職議員の禁止、⑭乗車証制度の見直し、⑮二〇二億円損害裁判の促進などについて、「即刻行動を起こすべき」と注文をつけた。

この「提言」は、自民党総務会で討議決定され、運輸大臣と国鉄総裁へ伝達された。そして六月二五日と七月二日には、三塚委員会の手による二次にわたる「国鉄再建のための方策」が発表され、八七年を目標に国鉄の四島分割・民営化を示唆した。

三 「大田労政」の展開とその特徴

いわゆる「太田労政」の展開

「国鉄問題」ないしは反国鉄労働者のキャンペーンが開始されるなかで、一九八二（昭和五七）年三月四日、運輸大臣は国鉄当局に対し、「いわゆるヤミ手当や突発休・ヤミ休暇、現場協議の乱れ等の悪慣行などについては、誠に遺憾なことであり、これら全般について実態調査を行う等総点検を実施し、調査結果にもとづき厳

正な措置を講じることが必要である」との指示を出した。

これをうけて国鉄当局は、翌日たちに「職場規律の総点検および是正について」と題する総裁通達を全国に発した。その点検項目は、①悪慣行・ヤミ協定等(勤務関係と作業執務関係、その他)、②現協制度の運用実態(昇給・昇格・昇職問題、③管理者問題(下位職代務・年休消化など)、④服装・接客サービスの実態などを、総点検し報告せよというものであった。さらに、全国の現場管理者に総点検に関する事務連絡を送達し、その徹底を指示した(三月一〇日)。そして、四月三日にいたって当局は、四八三一カ所(集計四四三九カ所)を対象とした「職場規律の総点検結果について」を運輸大臣に提出した。こうした当局による職場規律問題の総点検が、自民党三塚委員会の職場視察などの活動と同時並行的にすすまられていたことは、先に見てきたとおりである。

さて、この間、国鉄本社の太田知行職員局長をはじめとする当局幹部や現場管理者の内部告発が自民党やマスコミに流され、また八二春闘直前に意図的な職員局の人事異動、首脳陣の更迭が矢つぎ早に行われた。そして、五月一七日の臨調第四部会の報費六月二五日の自民党三塚委員会の「国鉄再建方策」発表、七月一五日の当局のブルートレイン乗務旅費手当返還訴訟提起など、反国鉄・反国労包囲網が外では敷かれ、内に向かつては長年積み重ねてきた労使関係の一方約な破壊(労使協議の事実上の中止、現協制度・協約等の破壊、形骸化)、国労組織の否認という攻撃が強まってきた。こうした動向は、政府・自民党が「行政改革」をすすめていくという姿を国民に示し、また国鉄の「分割・民営化」というシヨックを国民に与えつつ緊急二一項目(後述)によって「国鉄再建法」を骨抜きにしようとしていること、そして臨調答申・自民党案として三二万人体制とか二九万人体制とかの「合理化」・効率化を求め、それを国鉄当局に押しつけ、当局も自主性を放棄してそれに乗っていることなどを特徴的に物語っていた。

とくに七月一九日に提案された「現場協定に関する協約」改訂をめぐる労使交渉では、期限を切つてまもらなければ協約を破棄するとの姿勢を崩さず、のちに一月三〇日にいたって国労との交渉は決裂してこの協約はなくなるが、鉄労、動労、全地労とは当局案で妥結した。これより先、一月一〇日には五七・一一ダイヤ改正問題について鉄労、動労、全地労とは国労より先に妥結していたが、このころより他の問題についても最大多数組合の国労との交渉が妥結にいたらなくても、少数労組の鉄労、動労、全地労などと先行妥結し、それを国労に押しつけるという組合対策の傾向がはつきりしてきた。

「太田労政」を糾弾する決議

八二年五月二六・二八日の三日間にわたって行われた第一三五回拡大中央委員会では、「マル生」以上の未曾有の攻撃にさらされつつある」との緊迫した状況認識のもとで、臨調路線・反国鉄労働者攻撃との闘いをどのようにすすめるか、をめぐって討論が行われた。議論の重要性に鑑みて二日目の討論は非公開とされ、当面の方針が決定された。闘争方針の中心は、「国鉄労働者と国労に対する攻撃をいかにね返し反撃に転ずるか」にあったが、すでに提起してある「みずから正すべきは正す」とした方針を実践し、加えて①全組合員の自覚的団結の確立、②全国鉄労働者の統一行動の強化③自民党・政府・国鉄当局を包囲する諸活動④職場からの抵抗と反撃を基本に具体的な行動を展開していく方針を打ち出した。

ついで七月九日の全国委員長・戦術委員長会議では、「当面の闘いのすすめ方と課題」を中心に協議するとともに、「太田労政」を糾弾する決議」を行い、内外に発表した。それは、「太田労政」が国労やこの時期の動労を否認する姿勢を顕著にとり始めたことと、二月の自民党三塚委員会設置と深いかわりをもっていることを指摘したうえで、次のように決議していた。

- ① 「われわれは『太田労政』を認めている総裁以下の首脳陣に警告する。国鉄当局はこの労働組合否認の態度をとるのかどう力はつきりさせるべきである。
- ② 国鉄労働組合は国鉄の真の再建に貢献し、職場問題の自主的解決を促進することを前提に『太田労政』と対決し、正常なる労使関係が樹立されるまで闘う決意に立つて当面つぎの行動を強化する。
- ③ 中央執行委員会は重大な決意に立つて『太田労政』の転換を求め、『国鉄再建懇談会』を当分の間凍結し、非協力の態度を確立する。
- ④ 地方においては、『太田労政』がもたらす職場の混乱を防止するため、それぞれ実状に応じた諸行動を展開する。
- ⑤ 中央・地方は緊急に協力し、国鉄再建にとつて障害となる『太田労政』を転換させるたたかいについて広く国民の理解を求める宣伝と行動を起こす。
- ⑥ このような非常事態のために、本部をはじめ全国各級期間と全組合員は一枚岩の団結をさらにうち固め、総力をあげていかなる攻撃にも対応できる態勢を早急に確立する。」

第三節 第二臨調「基本答申」と国労の対応

一 第二臨調の国鉄「分割・民営化」答申

第二臨調の国鉄「分割・民営化」答申

一九八二(昭和五七)年に入り、第二臨調第四部会での論議が公社の分割・民営化で固まったとの報道も流れていたが、第四部会は四月一七日に国鉄の分割・民営化の方針を確認し、四月二〇日に素案をまとめ、五月一七日、三公社とも現在の公社制度を廃止し、電電公社・専売公社の民営化、国鉄の分割・民営化を内容とする部会報告を提出した。そして、七月三〇日の臨調第三次答申(基本答申)は、各部会の報告をベースとしてまとめられ、国鉄に関しては明確に分割・民営化の方向を示した。

基本答申はまず、「公共性と企業性の調和という理念に基づき設立された」公社の現状をみると、「企業性が発揮されているとはいえず、その結果、果たすべき公共性さえ損なわれがちであり、公共性と企業性の調和を理念とした公社制度に大きな疑問が生じている」と制度改革の必要性を説き、次のような公社制度の問題点をあげた。すなわち、①公社幹部の経営に対する姿勢について、国会や政府による外部干渉が経営責任を不明確にし、安易感を生み、労使関係でも当事者能力が不十分のため、賃金を除く他の勤務条件で安易な妥協をしている、②労働者の側にも、決して倒産することのない公社制度の上に安住し、違法な闘争を行うなど、公社職員としての自覚、義務感の喪失さえ招いている、③公社に対する国民の過大な期待が、公社の経営に負担をかけ、効率性を阻害する要因となっている、という。そして、以上の問題を解決するためには、「単なる現行制度の手直しではなく、公社制度そのものの抜本的改革を行い、民営ないしそれに近い経営形態に改める必要がある」という基本的立場を明確にしている。

ついで基本答申は、国鉄財政の現状とその原因にふれたうえで「国鉄にとって最も必要なこと」として、①経営者が、経営責任を自覚し、それにふさわしい経営権限を確保し、企業意識に徹し、難局に立ち向かうこと、②職場規律を確立し、個々の職員が経営の現状を認識し、最大限の生産性を上げること、③政治や地域住民の過大な要求等外部の介入を排除すること、などの三点を上げ、「これらのことは、単なる現行の公社制度の手直しとか、個別の合理化計画では実現できない。公社制度そのものを抜本的に改め、責任ある経営、効率的経営を行い得る仕組みを早急に導入すると